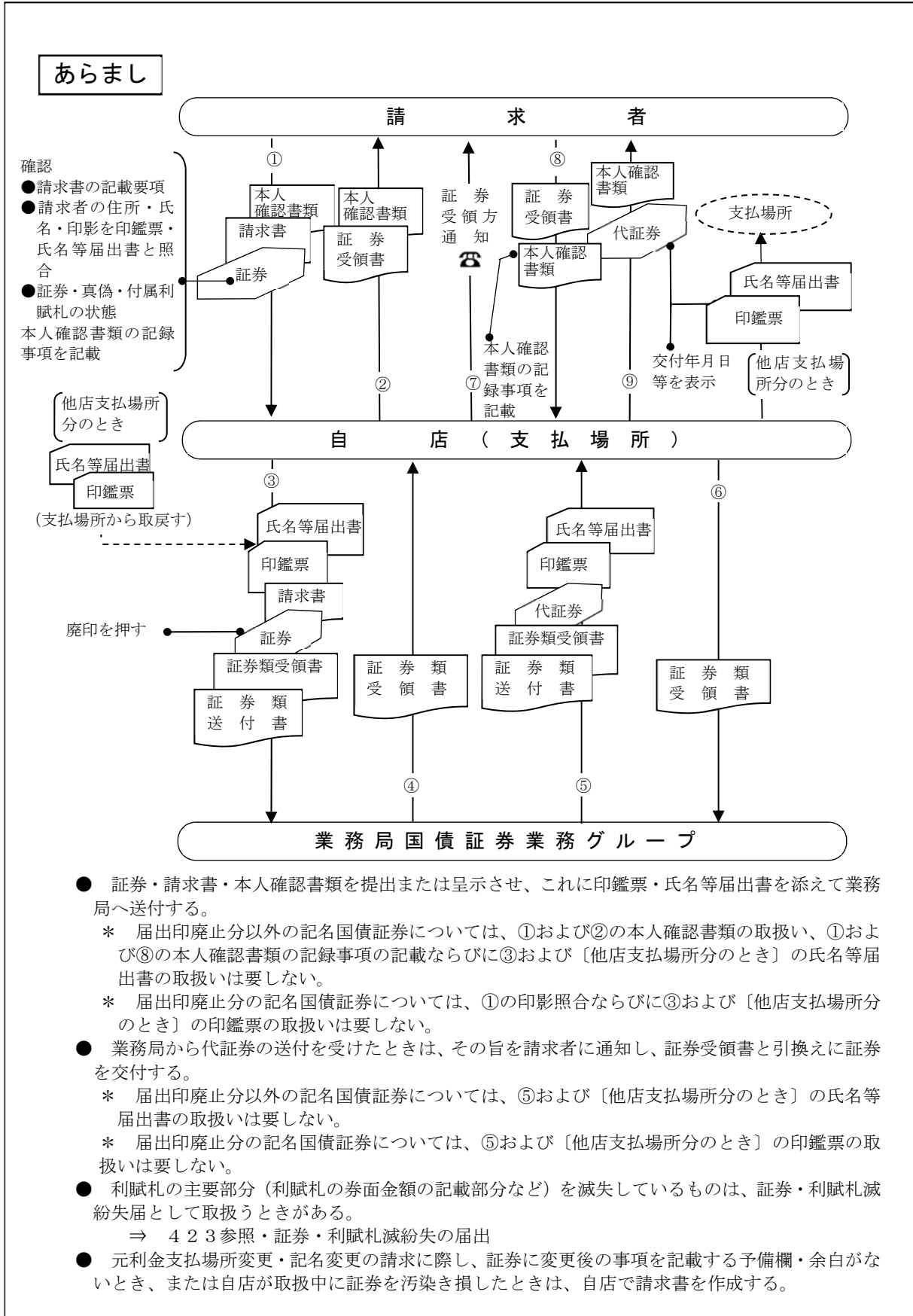


## 4 2 4 汚染き損証券引換の請求

⇒ 同時に他の請求・届出を受けたとき・4 2 9 同時請求の取扱い 参照



事務手順	取 扱 要 領
①受付	<p>○ 汚染き損した証券の引換請求を受けたときは、証券・汚染き損証券引換請求書を提出させる。</p> <p>● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の可否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。</p> <p>⇒ 4 1 6 参照・委任状  ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書  ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出</p> <div data-bbox="1235 846 1417 913" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 請求書  記載例参照 </div> <p>* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店が請求を受付けた場合には、受付時に請求書の取扱機関処理欄に日附印の押なつ等の方法により店名・受付日付を表示する扱いとしている。</p> <div data-bbox="639 1137 1305 1406" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>引揚者特別交付金国庫債券  慰 労 金 国 庫 債 券 の 時 刻  特別葬祭給付金国庫債券</b></p> <p>引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間 10 年）の適用があるので、特殊事例 7 1 0 を参照のうえ取扱うこと。</p> </div> <p>○ 自店を支払場所とするものときは、自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。</p>

## ②審査

- 提出された証券・請求書について、次のことを確かめる。

### (証券)

- 真正で所要の要項を満たしているか

<b>要 項</b> 国債名称・記号・番号・金額・支払期日・財務大臣 (平成12年12月以前発行のものは大蔵大臣)の 印影  〔見本証券類参照 ー 証券用紙には、「財務省印 (平成12年12月以前発 行のものは大蔵省印)・「財 務省(平成12年12月以 前発行のものは大蔵省)」の 文字などのすかしが入っ ている。〕  ● 上記の要項が欠けているもの・偽造・変造・真 偽不明のものは、業務局国債証券業務グループへ 照会し、その指示により取扱う。
---

- 廃印(ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会  
社の国債復代理店の場合には、日附印)が押されている  
証券については、請求を受付けることができない。  
⇒ 142②参照・廃印の取消方法

### (請求書)

- 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証  
券の要項と一致しているか  
\* 一部の付属利賦札を滅紛失しているときは、証券・利賦札  
滅紛失の届出をさせることとなる。  
⇒ 423参照・証券・利賦札滅紛失の届出

- 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。  
⇒ 141②参照・代理店名などの表示

## ③国債証券受領書 の作成・交付

他店を支払場所と  
するときだけ④～  
⑤

- 受入れた証券・請求書により証券受領書を作成し、請求者  
へ交付する。  
⇒ 411-1①参照・証券受領書の交付

④証券・請求書の整理保管

- 証券は、次の⑤により印鑑票の送付を受けるときまで自店において整理保管する。  
なお、請求書は、証券に添付して自店に保管する扱いとしてよい。  
⇒ 144参照・証券の整理保管

⑤印鑑票の取戻し

- 支払場所から印鑑票を取戻す。  
⇒ 412参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し

⑥印鑑票との照合確認など

- 請求書に記載・押印されている証券の要項、請求者の氏名・印影が印鑑票と一致していることを確かめる。  
\* 請求書の記載事項が印鑑票と相違するときは、所要の手続をする。  
⇒ 429参照・同時請求の取扱い  
⇒ 429の2参照・自店備付けの記名国債印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い

⑦廃印の押なつ

- 受入れた証券には、受入後直ちに廃印を明りょうに押す。  
〔廃印を押す箇所〕
  - 全利賦札表面の中央部
  - 証券の額面金額等を記載した部分の金額の箇所⇒ 142①参照・回収証券類への廃印の押なつ  
  
\* 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。

⑧証券などの送付

- 証券・請求書・印鑑票を、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。  
⇒ 312①・313①参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の送付  
⇒ 送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、231④参照

⑨代証券などの受入

- 業務局から代証券・印鑑票の送付を受けたときは、代証券の要項が印鑑票と一致していることを確かめ、証券・印鑑票の受入手続をする。  
  
\* 印鑑票の証券番号は、業務局が代証券の番号に書換え、その余白に「〇年〇月〇日代証券発行業務局」と表示されている。  
⇒ 312②・313②参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の受入
- 証券は、請求者に交付するまで自店において整理保管する。  
⇒ 144参照・証券の整理保管
- 他店を支払場所とする印鑑票は、後記⑫により支払場所に送付するまで証券に添付して自店に保管しておく扱いと

## ⑩代証券受領方の通知

してよい。

- 請求者へ代証券の受領方を電話などにより通知する。

- \* 前記③により交付した証券受領書および届出印を持参するよう伝える。

- \* あらかじめ代証券の送付請求を受けているときは、上記の受領方通知を省略し、速やかに証券の送付手続をする。

- ⇒ 4 1 4 参照・証券の送付請求

## ⑪代証券の交付

- 代証券の交付請求を受けたときは、前記③により交付した証券受領書の受領証欄に受領年月日・住所・氏名を記載・押印のうえ提出させ、その住所・氏名、受領印の印影が印鑑票と一致していることを確かめる。

- ⇒ 4 1 1 - 1 ②参照・証券受領書の回収

- 代証券・印鑑票に「証券の交付年月日等」を表示したうえ、代証券を請求者へ交付する。

- ⇒ 3 1 4 参照・証券の交付年月日等の表示

- \* 印鑑票に汚染き損証券の交付年月日等の表示があったときは、その表示を業務局が抹消し、印鑑票の余白に「〇年〇月〇日交付年月日等抹消業務局」と表示されている。

- また、支払表示欄にも交付年月日等の表示があったときは、そのうち未払の支払期欄にある同表示を抹消したうえ、上記印鑑票余白への表示とあわせて「未払分〇期」と表示されている。

- 提出された証券受領書は、払渡日付印欄に「代証券交付日付」を表示し、自店に保管（保管期間10年）する。

他店を支払場所とするときだけ

## ⑫印鑑票の送付

- 他店を支払場所とする代証券を交付したときは、印鑑票を支払場所へ送付する。

- ⇒ 3 1 3 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

### 自店が請求書を作成する事例

- 次のときは、自店が請求書を作成し、前記と同様の手順で証券引換えの手続を行う。

- 元利金支払場所変更・記名変更の手続に際し、証券に変更後の支払場所・記名を記載する予備欄・余白がないとき

- 自店が取扱中に証券を汚染き損したとき

- \* 上記の取扱いをするときは、請求者の同意を得ること。

- 請求書には自店の店名を記載し、元利金支払場所変更・記名変更の手続のときは、支払場所欄・記名欄には、新支払場所・新記名を記載する。

**請求書の記載例**

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）および太枠の欄にご記入下さい。

書式 No. 〇〇〇

**汚**

**汚 染 き 損 証 券 引 換 請 求 書**

日 本 銀 行

御 中

日 付 3 . 1 0 . 1

郵便番号	〒	
住所		
電話番号	—	—

捨印*		氏 名 ① 日本銀行〇〇代理店 ②	印*
-----	--	-------------------	----

※届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合には押印不要です（捨印欄を含む）。

下記証券を新証券と引き換えて下さい。

国債名称	第十一回特別弔慰金国庫債券	記 名	③ 甲野太郎
記 号	い	元 利 金 (償還金) 支払場所	④ 日本銀行〇〇代理店
券 面 種 類	証券の番号 (右詰で記入)	付属利賦札の状態 (元号を含め利賦札記載のとおり記入)	(業務局記入欄) 代証券番号

- ① 自店名を記載する。
- ② 押印は要しない。
- ③ 記名変更の手続により作成するときは、新記名を記載する。
- ④ 元利金支払場所変更の手続により作成するときは、新支払場所を記載する。

事務手順	取 扱 要 領
①受付	<p>○ 汚染き損した証券の引換請求を受けたときは、証券・汚染き損証券引換請求書を提出させるとともに、請求者の本人確認書類を呈示させる。</p> <p>⇒ 4 1 5 参照・本人確認書類の種類および記録事項</p> <p>* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の呈示に代えて、本人確認書類の写の提出をさせる。</p> <p>この場合、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げる事項を請求者に伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人番号カード 当該写は表面のみとし、個人番号部分が表示されたものを提出してはならないこと。</li> <li>・ 国民年金手帳 基礎年金番号部分をマスキングしたものを提出すること。</li> <li>・ 国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証 被保険者等記号・番号等部分(QRコードを含む。)をマスキングしたものを提出すること。</li> </ul> <p>● 請求者が任意代理人または法定代理人等（法定代理人、代理権が付与されていない保佐人および補助人ならびに任意後見人をいう。）である場合には、4 1 6 または 4 2 7 の手続の要否を確認のうえ、必要なときはその手続も併せて行う。</p> <p>⇒ 4 1 6 参照・委任状 ⇒ 4 1 6 の 2 参照・委任状等の代書 ⇒ 4 2 7 参照・記名者の行為能力に関する届出</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">請 求 書 記載例参照</div> <p>* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店が請求を受付けた場合には、受付時に正当な権利者であることの確認および本人確認書類の記録事項の記載をして、請求書の取扱機関処理欄に日附印の押なつ等の方法により店名・受付日付を表示する扱いとしている。</p> <p>○ 自店を支払場所とするものときは、自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出す。</p>

## ②審査

- 提出された証券・請求書について、次のことを確かめる。

### (証券)

- 真正で所要の要項を満たしているか

要 項
国債名称・記号・番号・金額・支払期日・財務大臣の印影
見本証券類参照 — 証券用紙には、「財務省印」・「財務省」の文字などのすかしが入っている。
● 上記の要項が欠けているもの・偽造・変造・真偽不明のものは、業務局国債証券業務グループへ照会し、その指示により取扱う。

- 廃印（ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店の場合には、日附印）が押されている証券については、請求を受付けることができない。

⇒ 1 4 2②参照・廃印の取消方法

### (請求書)

- 請求書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項と一致しているか

\* 一部の付属利賦札を滅紛失しているときは、証券・利賦札滅紛失の届出をさせることとなる。

⇒ 4 2 3参照・証券・利賦札滅紛失の届出

- 請求書に記載されている請求者の住所・氏名が請求者の本人確認書類と一致しているか

- 請求書の「本人確認書類等の記録」欄に請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。

⇒ 4 1 5参照・本人確認書類の種類および記録事項

\* 請求者である記名者が被保佐人または被補助人で保佐人または補助人に代理権が付与されていない場合（補助人にあつては、同意権が付与されている場合に限る。）には、新記名者および保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項を記載する。この場合、どちらの記載が保佐人または補助人の本人確認書類の記録事項か分かるように「保佐人」等の文言を併せて記載する。

- 請求書の処理欄に代理店名・受付日付を表示する。

⇒ 1 4 1②参照・代理店名などの表示

## ③国債証券受領書の作成・交付など

- 受入れた証券・請求書により証券受領書を作成し、請求者へ交付する。

⇒ 4 1 1－2①参照・証券受領書の交付

- 本人確認書類を請求者へ返す。

\* 郵送による提出の場合には、本人確認書類の写を廃棄する。この場合、適宜の書面を請求者に転送不要郵便で送付する（同時に行わ



他店を支払場所とするときだけ④～⑤

れた他の請求・届出により、証券または当該請求・届出にかかる書類が請求者に転送不要郵便で送付される場合を除く。)

④証券・請求書の整理保管

- 証券は、次の⑤により氏名等届出書の送付を受けるときまで自店において整理保管する。  
なお、請求書は、証券に添付して自店に保管する扱いとしてよい。  
⇒ 144参照・証券の整理保管

⑤氏名等届出書の取戻し

- 支払場所から氏名等届出書を取戻す。  
⇒ 412参照・印鑑票・氏名等届出書の取戻し

⑥氏名等届出書との照合確認など

- 請求書に記載されている証券の要項、請求者の住所・氏名が氏名等届出書と一致していることを確かめる。  
\* 請求書の記載事項が氏名等届出書と相違するときは、所要の手続をする。  
⇒ 429参照・同時請求の取扱い  
⇒ 429の2参照・自店備付けの記名国債印鑑票・氏名等届出書または自店を支払場所とする記名国債証券の記載事項に誤りがあるときの取扱い

⑦廃印の押なつ

- 受入れた証券には、受入後直ちに廃印を明りょうに押す。  
〔廃印を押す箇所〕
  - 全賦札表面の中央部
  - 証券の額面金額等を記載した部分の金額の箇所⇒ 142①参照・回収証券類への廃印の押なつ  
\* 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。

⑧証券などの送付

- 証券・請求書・氏名等届出書を、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。  
⇒ 312①・313①参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の送付  
⇒ 送付する印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に保管していた見本証券（印鑑票等毎配付分）の取扱いについては、231④参照

### ⑨代証券などの受入

- 業務局から代証券・氏名等届出書の送付を受けたときは、代証券の要項が氏名等届出書と一致していることを確かめ、証券・氏名等届出書の受入手続をする。
  - \* 氏名等届出書の証券番号は、業務局が代証券の番号に書換え、その余白に「〇年〇月〇日代証券発行業務局」と表示されている。
  - ⇒ 312②・313② 参照・証券・印鑑票・氏名等届出書の受入
- 証券は、請求者に交付するまで自店において整理保管する。
  - ⇒ 144参照・証券の整理保管
- 他店を支払場所とする氏名等届出書は、後記⑫により支払場所に送付するまで証券に添付して自店に保管しておく扱いとしてよい。

### ⑩代証券受領方の通知

- 請求者へ代証券の受領方を電話などにより通知する。
  - \* 前記③により交付した証券受領書および本人確認書類を持参するよう伝える。
  - \* あらかじめ代証券の送付請求を受けているときは、上記の受領方通知を省略し、速やかに証券の送付手続をする。
  - ⇒ 414参照・証券の送付請求

### ⑪代証券の交付

- 代証券の交付請求を受けたときは、前記③により交付した証券受領書の受領証欄に受領年月日・住所・氏名を記載のうえ提出させるとともに、本人確認書類を呈示させる。
  - ⇒ 411-2②参照・証券受領書の回収
  - ⇒ 415参照・本人確認書類の種類および記録事項
- 代証券・氏名等届出書に「証券の交付年月日等」を表示したうへ、代証券を請求者へ交付する。
  - ⇒ 314参照・証券の交付年月日等の表示
  - \* 氏名等届出書に汚染き損証券の交付年月日等の表示があったときは、その表示を業務局が抹消し、印鑑票の余白に「〇年〇月〇日交付年月日等抹消業務局」と表示されている。
- 本人確認書類を請求者に返す。
- 提出された証券受領書は、払渡日付印欄に「代証券交付日付」を表示し、自店に保管（保管期間10年）する。

他店を支払場所とするときだけ

### ⑫氏名等届出書の送付

- 他店を支払場所とする代証券を交付したときは、氏名等届出書を支払場所へ送付する。
  - ⇒ 313①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付

## 自店が請求書を作成する事例

○ 次のときは、自店が請求書を作成し、前記と同様の手順で証券引換えの手続を行う。

● 元利金支払場所変更・記名変更の手続に際し、証券に変更後の支払場所・記名を記載する予備欄・余白がないとき

● 自店が取扱中に証券を汚染き損したとき

\* 上記の取扱いをするときは、請求者の同意を得ること。

請求書には自店の店名を記載し、元利金支払場所変更・記名変更の手続のときは、支払場所欄・記名欄には、新支払場所・新記名を記載する。

## 請求書の記載例

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）および太枠の欄にご記入下さい。

書式 No. 〇〇〇

(汚)

### 汚 染 き 損 証 券 引 換 請 求 書

日 本 銀 行

御 中

郵便番号		〒					
住 所							
電 話 番 号		— —					
捨印*	氏 名	① 日本銀行〇〇代理店				②	印*

※届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合には押印不要です（捨印欄を含む）。

下記証券を新証券と引き換えて下さい。

国債名称	第十一回特別弔慰金国庫債券	記 名	③ 甲野太郎
記 号	い	元 利 金 (償還金) 支払場所	④ 日本銀行〇〇代理店
券 面 種 類	証券の番号（右詰で記入）		付属利賦札の状態 (元号を含め利賦札記載のとおり記入)

(業務局記入欄)
代証券番号

- ① 自店名を記載する。
- ② 押印は要しない。
- ③ 記名変更の手続により作成するときは、新記名を記載する。
- ④ 元利金支払場所変更の手続により作成するときは、新支払場所を記載する。

請求書の記載例

宛先（日本銀行本支店名または代理店名）および太枠の欄にご記入下さい。

(汚)

書式 No. 202      汚 染 き 損 証 券 引 換 請 求 書

日 本 銀 行 ○○代理店  
御 中

日 付    3 . 1 0 . 1

郵便番号	〒 × × × × - × × × ×
住所	○○市△△町2-3-4
電話番号	× × × × - × × - × × × ×

② (押印) 甲野 (印) 甲野

氏 名    甲 野 花 子

※届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合には押印不要です（捨印欄を含む）。

下記証券を新証券と引き換えて下さい。

国債名称	第十一回特別弔慰金国庫債券	記 名	甲 野 花 子	
記 号	い	元 利 金 (償還金) 支払場所	日本銀行○○代理店	(業務局記入欄)
券 面 種 類	証券の番号（右詰で記入）	付属利賦札の状態 (元号を含め利賦札記載のとおり記入)		代証券番号
千円券	1 2 3 4 5 6 7	③ 令和3年4月15日渡以降		
250				

合 計 枚 数 (日本銀行記入欄)	枚	合 計 額 面 金 額 (日本銀行記入欄)	千 円
----------------------	---	--------------------------	-----

(取扱機関処理欄)

郵便局	日本銀行本支店または代理店	業 務 局
日付印	受付印(店名・日付)      受入済印(統轄店)	
○	④ 3 10 1 日本銀行○○代理店	○

⑤ 同時請求（各請求書等はそれぞれ同時に提出すること）

支払場所変更      記 名 変 更

改 印      住 所 変 更

本人確認書類等の記録【届出印廃止国庫債券（氏名等届出書が発行されたもの）の場合のみ記入】

・書類名称または番号：      ・発行番号等：

・発行体名称：      ・発行年月日：      年      月      日

(汚)

- ① 法定代理人等から請求を受けた場合の記載例
- 親権者のとき (住所) 親権者の住所  
(氏名) 「甲野一郎 (未成年者の氏名)  
親権者 甲野 太郎 (父) ㊦  
甲野 花子 (母) ㊦
- ② 届出印廃止分の場合には、押印は要しない。
- ③ 利賦札に表示された年月日どおりに記載する (改元後の年月日が改元前の元号により表示されている場合であっても書換える必要はない。)
- ④ 代理店名・受付日付を表示する。
- ⑤ 同時に受けた他の請求・届出の種類を表示する。  
⇒ 429 参照・同時請求の取扱い
- ⑥ 届出印廃止分の場合には、請求者の本人確認書類の記録事項を記載する。
- 請求者が記名者のときの記載例
    - ・書類名称または番号：19                      ・発行番号等：第 012345678900 号
    - ・発行体名称：〇〇公安委員会              ・発行年月日：令和 3 年 4 月 1 日
  - 請求者が法定代理人 (親権者) 2 名 (父母) のときの記載例
    - ・書類名称または番号：甲野太郎 19              ・発行番号等：甲野太郎 第 012345678900 号  
甲野花子 19    甲野花子 第 123456789010 号
    - ・発行体名称：甲野太郎 〇〇公安委員会              ・発行年月日：甲野太郎 平成 30 年 10 月 1 日  
甲野花子 〇〇公安委員会                              甲野花子 令和 3 年 4 月 1 日